

令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施要綱

1 趣旨

盛岡広域振興局管内の生活困窮家庭等の中学生等に対し、学習支援や悩み相談等を行い、また、居場所を作ることにより、学習等の場所、機会を提供し、学習する習慣等を身につけ、進学に向けた学力の向上、学校生活の安定などを図るとともに、生活体験や社会体験の場や機会を提供し、社会的自立を支援する。

2 支援対象者

盛岡広域振興局管内在住の小学生、中学生及び高校生等（高校生年代を含む。）のうち、生活困窮家庭等に属し、塾、家庭教師、通信教育など有償の教育サービスを利用していない者等。

3 実施主体

盛岡広域振興局

4 実施方法

（1）事業内容

ア 盛岡広域振興局が、管内の生活困窮が認められる家庭等に属する小学生、中学生及び高校生等（以下「中学生等」という。）の中から、支援対象者を選定する。

イ 盛岡広域振興局から委託を受けた団体（以下「受託者」という。）が、中学生等の学習支援及び悩み相談等（以下「学習会等」という。）を運営する。

（2）実施場所

受託者が、学習会等を実施するのにふさわしい場所を確保する。

（3）支援の内容

単なる受験勉強の場とはせず、家庭での学習機会や場所がない中学生等に対して、学習する習慣を身につけさせるとともに、居場所づくりとして位置づけ、学習支援や進学、将来のこと等の相談等にも応じながら、個々にあった方法で支援する。

（4）関係者の連携

支援にあたっては、実施主体と受託者とが、定期的に情報交換を行い、支援対象者の支援状況等の報告、確認を行うこととする。

（5）実施時期

契約締結の日から令和9年3月31日までの間

契約期間中に計190回以上、380時間以上の学習会等を実施する。

（6）その他

実施方法の詳細は、令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施要領に定めるところによる。

5 事業費

（1）予算

委託料 7,501千円以内（予定）

（2）予算の事業名

子どもの学習・生活支援事業

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。